

道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部を改正する 省令案に関する意見募集について

1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 94 条の 5 の規定により、指定自動車整備事業者は、自動車保安基準適合証を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章を依頼者に交付しなければならないこととされており、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 7 条の規定により、指定自動車整備事業者が当該保安基準適合標章を交付する際は、自動車検査員が当該保安基準適合標章に記名し、及び押印する必要がある。

今般、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）の導入に伴い、OSSによる申請について、平成 29 年 4 月に保安基準適合証等に関して電磁的方法による取扱いを開始したところ、自動車検査員等の記名及び押印が指定自動車整備事業者にとって一定の負担となっており、指定自動車整備事業における電子化のメリットを享受できないとの要望がなされた。

これらを踏まえ、平成 31 年 1 月から、軽自動車の継続検査における OSS が開始される予定であることに伴い、自動車検査員等の作業の効率化及びより一層の OSS の普及促進を図るため、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部を改正し、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合に保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略できることとする。この場合において、指定自動車整備事業者が依頼者に交付する当該保安基準適合標章については、様式を新たに定めることとする。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 30 年 12 月下旬

施行：平成 31 年 1 月 4 日